

和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第3条 略</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第3条第2項第4号に規定する書類は、別記第4号様式によるものとする。</p> <p>4 条例第3条第2項第5号に規定する規則で定める書類又は図面は、次に掲げるものとする。ただし、知事が和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成20年和歌山県条例第55号）別表第1第3項の規定により登録の申請者に係る本人確認情報を利用できるときは、第3号の住民票の写しを添付することを要しない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>第5条～第6条の2 略</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の届出書には、次に各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類及び図面並びにその他知事が必要と認める書類又は図面を添付しなければならない。この場合において、変更の届出に係る事項が登録証の記載事項に該当するときは、登録証を併せて提出しなければならない。ただし、知事が和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例別表第1第3項の規定により変更の届出者に係る本人確認情報を利用できるときは、第1号の住民票の写しを添付することを要しない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>第8条、第9条 略</p> <p>第10条 条例第9条第7項の規則で定める基準は、次に掲げる研修等の科目を含むものとする。</p> <p>(1) 浄化槽行政の動向</p> <p>(2) 浄化槽の構造及び機能</p> <p>(3) 浄化槽の保守点検及び清掃</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるもの</p> <p>第11条～第15条 略</p> <p>別記第1号様式（第3条関係） （表面）</p> <div data-bbox="255 1601 794 1653" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>（裏面）</p> <div data-bbox="255 1706 794 1758" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考</p> <p>1～6 略</p> <p>7 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。 （別紙）</p> <div data-bbox="255 1915 794 1966" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考 略</p> <p>別記第2号様式（第4条関係） 誓 約 書</p> <p>略</p>	<p>第1条～第3条 略</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第3条第2項第3号に規定する書類は、別記第4号様式によるものとする。</p> <p>4 条例第3条第2項第4号に規定する規則で定める書類又は図面は、次に掲げるものとする。ただし、知事が和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成20年和歌山県条例第55号）別表第1第5項の規定により登録の申請者に係る本人確認情報を利用できるときは、第3号の住民票の写しを添付することを要しない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>第5条～第6条の2 略</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の届出書には、次に各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類及び図面並びにその他知事が必要と認める書類又は図面を添付しなければならない。この場合において、変更の届出に係る事項が登録証の記載事項に該当するときは、登録証を併せて提出しなければならない。ただし、知事が和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例別表第1第5項の規定により変更の届出者に係る本人確認情報を利用できるときは、第1号の住民票の写しを添付することを要しない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>第8条、第9条 略</p> <p>（新設）</p> <p>第10条～第14条 略</p> <p>別記第1号様式（第3条関係） （表面）</p> <div data-bbox="853 1601 1393 1653" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>（裏面）</p> <div data-bbox="853 1706 1393 1758" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考</p> <p>1～6 略</p> <p>7 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。 （別紙）</p> <div data-bbox="853 1915 1393 1966" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考 略</p> <p>別記第2号様式（第4条関係） 誓 約 書</p> <p>略</p>

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記第 3 号様式 (第 4 条関係)  
器具明細書

略

備考

- 1 ~ 3 略
- 4 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記第 4 号様式 (第 4 条関係)  
営業区域ごとの浄化槽清掃業者名簿

略

備考

- 1 略
- 2 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記第 6 号様式の 2 (第 6 条の 2 関係)

略

備考

- 1 ~ 3 略
- 4 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記第 7 号様式 (第 7 条関係)

略

備考

- 1 ~ 3 略
- 4 この様式の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記第 8 号様式 (第 8 条関係)

略

備考

- 1 略
- 2 この様式の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記第 9 号様式 (第 11 条関係)

略

別記第 10 号様式 (第 12 条関係)  
浄化槽保守点検業務に関する帳簿

略

備考 略

別記第 11 号様式 (第 14 条関係)  
(表面)

略

(裏面)

略

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記第 3 号様式 (第 4 条関係)  
器具明細書

略

備考

- 1 ~ 3 略
- 4 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記第 4 号様式 (第 4 条関係)  
営業区域ごとの浄化槽清掃業者名簿

略

備考

- 1 略
- 2 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記第 6 号様式の 2 (第 6 条の 2 関係)

略

備考

- 1 ~ 3 略
- 4 この様式の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記第 7 号様式 (第 7 条関係)

略

備考

- 1 ~ 3 略
- 4 この様式の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記第 8 号様式 (第 8 条関係)

略

備考

- 1 略
- 2 この様式の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記第 9 号様式 (第 10 条関係)

略

別記第 10 号様式 (第 11 条関係)  
浄化槽保守点検業務に関する帳簿

略

備考 略

別記第 11 号様式 (第 13 条関係)  
(表面)

略

(裏面)

略

